石巻市博物館　令和６年度博物館講座

令和６年８月25日（日）

於　マルホンまきあーとテラス　大研修室

布施辰治と石巻

石巻市博物館　学芸員　伊藤匠

１　はじめに

〇本講座について

・石巻市博物館常設展示室「石巻にゆかりの先人たち」コーナーで開催中の第三回布施辰治特集展「布施辰治と石巻」の展示解説である。

・石巻市博物館で所蔵している5,000件を超える「布施辰治関係資料」の再整理作業の成果報告を兼ねて特集展を開催している。

〇本講座のねらい

・布施辰治特集展で展示できなかった、解説しきれなかった内容を深掘りすること。
　→布施辰治の出身地である蛇田や出身校の蛇田小学校でのエピソード
　→石巻にかつてあった布施辰治法律事務所石巻出張所のことについて
　→布施辰治が大正７年（1918）８月14日に石巻の岡田座で開催した演説について
　→昭和３年（1928）から昭和８年にかけて桃生郡前谷地村で起きた小作争議の前谷地事件の経過と布施辰治の関係について

・東京で活動することの多かった布施辰治と、故郷蛇田や石巻とのつながりを知っていただくこと。

２　人権派弁護士布施辰治の生涯

〇布施辰治の経歴

明治13年（1880）11月13日、宮城県牡鹿郡蛇田村の農家に生まれる。
明治32年、上京、ハリストス正教会、その後、明治法律学校に通う。
明治35年、判事検事登用試験に合格し、司法官試補になる。
明治36年、刑罰のあり方に疑念を抱き、司法官を辞職して、弁護士となる。
明治38年、法律事務所を再開設。平沢光子と結婚。
大正６年（1917)、独自の普通選挙運動を始める。
大正７年、米騒動の弁護を行う。
大正９年、「自己革命の告白」を発表し、弁護士活動を前進させて社会運動に取り組む。

大正 10 年、自由法曹団の結成に参加。
大正 11 年、借家人同盟を結成。
大正 12 年、朝鮮独立運動の義烈団事件の弁護を行う。関東大震災発生、虐殺事件の解明のため奔走する。
大正 15 年、朴烈事件の弁護を行う。宮三面の土地問題の調査のため朝鮮へ渡る。
昭和 2 年（1927)、台湾二林蔗糖農民組合騒擾事件弁護のため台湾に渡る。朝鮮共産党事件の弁護を行う。
昭和 4 年、日本共産党三・一五事件の弁護活動を不当とされ、懲戒裁判所に起訴される。
昭和 7 年、懲戒裁判で弁護士除名判決が確定。
昭和 8 年、新聞紙法違反容疑事件で禁固三ヶ月が確定する。
昭和 12 年、岩手山村の入会権事件の解決に尽力する。
昭和 14 年、治安維持法違反容疑事件で懲役二年が確定（起訴は昭和 9 年)。
昭和 15 年、出獄。
昭和 19 年、三男杜夫獄死する。
昭和 20 年、終戦後、自由法曹団を再結成し、弁護士活動を再開する。
昭和 22 年、宮城県知事選挙に出馬するも落選。
昭和 24 年、三鷹事件、松川事件の弁護を行う。
昭和 28 年 9 月 13 日、死去。

〇布施辰治の弁護士活動の特徴[1]
・「生きべくんば民衆と共に、死すべくんば民衆のために」
→社会的に弱い立場にある人たちや抑圧された人たちと連帯し、ともにたたかい続けた。

・一貫した「人道主義者」（ヒューマニズム）
→トルストイ思想（暴力性の否定、キリスト教的な人間愛、道徳的自己完成）に影響を受ける。布施辰治は「良心」を信ずることで、その思想の実践を試みる。

・生きているそのこと自体を尊ぶ「生命」観
→「生命」をかけて主体的にたたかうからこそ得られる「権利」に意義がある。(「生活権」や「生命権」の主張)

・「自己革命の告白」（大正 9 年）
→個人救済からより積極的に社会救済へ。立場やイデオロギーを問わず、「正しくして弱き者」のために活動する。

---

[1] 吉川圭太「布施辰治研究の動向と課題」(『宮城歴史科学研究』第 70 号、2012 年)。

・徹底した「合法的法律闘争」
→現行の法律を守りつつ、条文を逆手に取って権力側を拘束していく法律闘争。
→合法活動に徹することで、民衆との距離を縮めて、人権・生活権擁護の連帯を築こうとした。

〇無報酬主義
・布施辰治は無料で弁護を引き受けることが多く、布施家は金銭的に苦労した。
→布施家の経営は、布施辰治の妻の光子によって切り盛りされていた。

〇布施辰治の人道主義とは
・布施辰治研究の第一人者 森正氏の提示する布施辰治の思想・信条・行動規律[2]。

性善論（良心への全面信頼）、義侠心＝任侠＝扶弱挫強の精神、救世の志、求道心、自由民権論、「個」の尊重、人間平等、在野精神、敬天愛人、真善美の倫理観、適所適材論、異文化への畏敬の念、人類愛、同胞愛、国家権力批判、階級意識、あらゆる思想への寛容、人間の多様性尊重、インターナショナリズム、墨子の兼愛主義、隣人愛、儒教精神、キリスト教精神、「神の前の英雄」精神、原罪意識、導きの師（田中正造・トルストイ）など

→布施辰治の中ではこれらの思想・信条・行動規律が混乱することなく統一されていた（「布施人道主義」）。

〇報告者の布施辰治観（評）
・その生涯は、あまりにも波乱万丈、驚くほど活力に満ちている。
・民族やイデオロギーに依らない、「良心」に基づく相手との信頼関係を重視した平等・博愛主義者。
・布施辰治の内面はとても複雑、しかし、その行動には不思議と一貫性がある。
・時流に敏感、かつ合理的思考の持ち主でもあり、自分自身を演出する方法を持っている。
・反権力でありながら、合法であることに強いこだわりを持つ、同時代的にも珍しい存在。
・大正・昭和の多くの社会運動や政治運動、植民地問題に何かしらの形で（弁護士の範疇で）関与しているため、実は日本の近現代史を語る上で抜きにできない重要人物である。
→布施辰治の魅力であると同時に、布施辰治の人物像の捉え難い一面でもある。

---

[2] 森正『評伝　布施辰治』（日本評論社、2014 年）。森正『ある愚直な人道主義者の生涯―弁護士布施辰治の闘い』（旬報社、2022 年）。森正・黒田大介『人道の弁護士・布施辰治を語り継ぐ』（旬報社、2023 年）。

3　布施辰治のふるさと蛇田と蛇田小学校

・明治 13 年（1880 年）11 月 13 日、宮城県牡鹿郡蛇田村の農家に生まれる。

・明治 21 年、布施辰治は蛇田尋常小学校板橋分校に入学する。

→入学までは父の布施栄治郎より学問の手ほどきを受ける。

→病気等の理由で、同級生とは 1 年遅れで入学し、3 年で卒業する（当時は四年制）。

・蛇田尋常小学校は明治 6 年 6 月 16 日に東雲寺の近くに開校（現在の蛇田小学校）[3]。

→明治 20 年に蛇田村小斎（板橋）に分教場を設立。

→辰治は 2 年間、小斎（板橋）の分教場で学び、その後 1 年間蛇田小学校に通う。

・蛇田小学校在学時のエピソード

→蛇田小学校の同窓にむけた講演「母校と師父」（布施辰治関係資料 2-1-953）より。

→「人の人たる所以の向上と発展を指導すべく智能の啓発と徳操の修養を司って呉れる所のものは学校である」として、学校を「母校」、教師を「師父」と呼ぶ。

・昭和 15 年（1940）、布施辰治は蛇田でご先祖や、自身がお世話になった恩師や友人の霊を迎える法会を開く（布施辰治関係資料 1-4-22）。

→法会の招待状に小学校の恩師として、高瀬直記、全先清纓（まつさききよふさ）、黒須新三郎の三人の名前をあげている。

・高瀬直記…蛇田村長、蛇田小学校分教場の教師。布施辰治は「私に学問と云ふものの手ほどきを与へて呉れた先生」とする。

・全先清纓…元石巻小学校校長、その後、蛇田小学校校長になる。農村の実地教育や籠作りの手工教育などを指導したことから、布施辰治は「教育界の先覚者」とする。

・黒須新三郎…蛇田村の蔬菜の栽培振興に尽力した人物、蛇田小学校の教師も務める。布施辰治は、「私に最も元気活発な革新的指導を与へて下さった先生です」とする。

・蛇田小学校を卒業した布施辰治は、実家の農業を手伝いつつ、漢学塾への通学し、また、学者を家に招いて勉強を続ける。

→法会の招待状には、儒学者で漢学塾を経営していた今野賢之丞、珠算の研究者で数学等を教えていた四野宮彌代治、蛇田村出身の医者で生物など自然科学を教えた安倍辰五郎をあげている。

---

[3] 石巻市史編纂委員会編『石巻市史　第五巻』（石巻市、1963 年）298 頁。なお、布施辰治は「母校と師父」で「板橋分教場」と呼んでいる。

4　布施辰治法律事務所石巻出張所

〇出張所とは

・石巻の新田町にあったとされるが詳しい場所は不明。
　→武山外科付近（立町 2 丁目）にあったという証言が残る[4]。

・訴訟関係者と弁護士の間を取り持ち、裁判所と連絡を取ることが出張所の主な業務。
　→常任の弁護士がいない地域では、訴訟関係者が自ら弁護士を選びに行く必要があり、出張所でその作業を代行していた。

〇出張所の開設時期

・いつ開業して、いつ閉鎖されたかは不明。

・大正 10 年（1921）、石巻で仙東五郡雄弁選手集会が開催される。
　→この時、石巻出張所前で集合写真を撮影していることから、この頃には出張所が存在していたことがわかる。

・布施辰治没後 1 周年に制作された幻灯スライド「思い出の布施辰治」に、石巻出張所の写真が掲載。
　→布施辰治の左隣に写る人物が宇和野源三郎であり、宇和野が撮影時点で石巻町長であれば、撮影時期は大正 14 年 5 月から昭和 4 年 5 月に絞られる。

・昭和 7 年、布施辰治は懲戒裁判の判決によって弁護士資格を喪失、東京にあった法律事務所を閉鎖することになる。
　→ただし、石巻出張所は閉鎖せず、しばらく活動を続けていた。

・現状、石巻出張所の活動が確認できる期間は、大正 10 年から昭和 13 年の 17 年間。
　→布施辰治が当時使用していた罫紙から判断。なお、弁護士事務所が閉鎖した後も「布施辰治法律事務所」の罫紙を使用していたと考えられる。

〇石巻出張所の職員について

・事務所の主任は菅野又友蔵という人物。
　→経歴や人物像は不明だが、布施辰治と公私にわたって書簡のやり取りをしている。
　　・昭和 14 年に、布施辰治が仙台弁護士会から登録抹消された際、菅野又友蔵が登録抹消通知を布施辰治に郵送している（1-0-117）。

---

[4] 布施辰治先生を顕彰する市民の会編『布施辰治　郷土の先達、人権擁護の旗手』（1984 年）。

・布施辰治が蛇田にある土地の登記手続きをした際にも間に入っている（2-4-679）。
→新田町で松島組という土木事務所を開いていた。
→昭和 17 年ごろには潜ケ浦（かつぎがうら、現在の東松島市宮戸）で採石事業に着手していた様子。
→菅野又友蔵は石巻競馬倶楽部が水押に競馬場を建設する際、地主との交渉を請け負っている[5]。
→菅野又友蔵は、昭和 8 年の弁護士法の改正で、出張所の廃止が方針付けられた際に、東北六県の弁護士事務所出張所の代表として陳情書を送っている[6]。

・その他にも石巻出張所の職員がいた可能性があるものの、確実に所属していたことがわかるのは現状、菅野又友蔵のみ。

5　岡田座での演説と民本主義について

〇背景[7]

・大正 7 年（1918）8 月 14 日、布施辰治は石巻の中瀬にある劇場岡田座で演説会を開いた。
→布施辰治は、8 月 11 日から 16 日にかけて東北地方を遊説していた。

・大正 7 年 7 月下旬より米騒動が日本各地で発生。東京では 8 月 13 日から 16 日にかけて、石巻では 8 月 16 日に発生している。
→布施辰治が米騒動を支持する演説を始めるのは 9 月に入ってから。

・布施辰治は大正 6 年から"独自"の普通選挙運動を展開していた。
→当時は、直接国税を収めた男性のみしか選挙権が与えられていなかったため、布施辰治は納税資格の撤廃、女性の参政権を含めた普通選挙制の実現を主張した。
→"独自"とは、当時数多く存在していた組織的な普通選挙運動には参加せず、単独で運動を展開していたことを意味する。
→請願運動や期成同盟などに大衆をまとめるのではなく、一人一人がそれぞれの方法で普通選挙制の実現にむけて、政治的自覚をもって行動することを呼びかけた。

〇演説の内容

・演説の目的は、寺内正毅内閣期の「政局に対する流言蜚語と一般国民の懐疑は今や極度

---

[5] 毛利コレクション研究資料 ID29　石巻競馬倶楽部「第一回春季事業報告書」（1931 年）。
[6] 「陳情書」（資料番号 2-0-1678、1933 年）。
[7] 森正『評伝　布施辰治』295～309 頁。布施辰治はその後、東京で米騒動検挙者の裁判で弁護にあたっている。

に達して」いるため、「一般国民の懐疑を解いて政治的自覚」を促すこと。
しかし、「我国現在の政局は果して如何の状にありやと云ふ真相の審詳を説き悉くす事は」できないため、日本国内外との関係に関する問題や疑問について解説していくことを演説の目的にしている。
→日本の外交と内治の問題点をそれぞれ列記しつつ、解説を行っている。

・こうした問題を「外交に於て博愛同化の平和主義に、内治に於て一切公開、何事も公論に決する真の民本主義を徹底したる憲政有終の美なる良きに解決」することが、「一般人類の幸福」になると主張。
→「民本主義」「憲政有終の美」といった吉野作造の提言が援用されている。
→布施辰治は吉野作造について直接的に言及しているわけではないが、演説の文面より吉野作造の民本主義を肯定的に受け止めていることがわかる。

・「一般国民の対政治的懐疑」は「政局に甘んじ且つ将来の政局に安心」していない状態にあるためとする。
→そうした国民の現状への「不満不安の情」について、布施辰治は「智識階級」と「無智識階級」を区別して現状認識を整理する。
「智識階級」…日本の政治体制が表面上は立憲政治と認識していながらも、実際は官僚政治であり、そしてその行き詰まりに愛想をつかしている。
「無智識階級」…現在の政局が立憲政治か官僚政治かは分かっていないものの、政変や政争の頻発や、「人間の行為を支配すべき最高最大の権威たる生活難」によって行き詰まりを感じている。

・布施辰治は智識階級の政局観は「真の立憲政治」ではないとする。
→政治目的は、「国家の発展」と「各人個々の幸福なる生活」にあるとして、その生活を保障する政治は「立憲政治でなけねばならぬ」とする。
→そして、生活を保障するものが「憲法」（明治憲法）であるとする。

・現在の政治組織は一部少数の官僚と財閥によって動かされているとして、これらの官僚政治を「憲政有終の美を済さんとする民本主義徹底の政治傾向を善導」することで、一般国民の生活即ち幸福を本位としたる政治認識を樹立」しなければならないと主張する。
→ちなみに、布施辰治は「我国民一般の事大思想に因する」ため、「未だ実際政治に与らずして啓蒙運動に従事」していると語っている。
→事大思想とは、強い者（官僚や財閥）に巻かれる国民性を指すと考えられ、まずは、そうした考え方を持つ国民を「啓蒙」することを自身の活動の目標に据えているということ。

〇吉野作造と布施辰治の「民本主義」の相違

・吉野作造の民本主義について[8]

・法律の条文解釈ではなく、政治運用の手段として民本主義を提唱した。

・大正５年「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」を発表、主権者（主権在民を前提として、その主権を行使する存在という意味としての主権者）である天皇が、民衆の利福のため民衆の意向に基づいて政治を行うことを主張した。

→民衆の意向は、政党内閣制や普通選挙制によって把握して、政策決定に適用する。いわば、主権者の天皇を有名無実化した実質的民主主義。

→天皇主権の明治憲法と民主主義を適合させた論理。

・民衆の政治への参加について、吉野作造は政治家と民衆の役割分担論を説いた。

→政治は政治家が行い、その政治家の「政見」や「人物経歴声望」を民衆が道義的観点から監督・判断するということ。その監督・判断の方法が選挙となる。

→この主張に対してエリート主義という批判があり、吉野作造は大正７年１月に改めて「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」を発表、そこで国家の発展のために民衆の参政権を肯定する。

→民本主義の目的が国家の発展へ傾くことで、当初の目的だった民衆の利福が相対的に後退した（民衆の利福の相対化）。

・共通点

・明治憲法の枠組みの中で、民意を政治に反映させる方法（普通選挙制）を提示している。

・民本主義を通じた国家の発展を目標としている。

・異なる点

・吉野作造が民衆の利福という目的よりも、民衆の政治参加という手段による国家の発展を目指し、布施辰治は民衆の政治参加による国家の発展と民衆の幸福な生活の実現を目指した。

・吉野作造は政治運用の手段として民本主義を唱え、布施辰治は明治憲法の解釈から民本主義を唱えた。

・布施辰治は「民本主義」等の吉野作造の言葉を援用していることから、民本主義の考え方を肯定的に受容していることは確かだが、民本主義の捉え方には明確な違いがある。

---

[8] 古川江里子『美濃部達吉と吉野作造』（山川出版社、2011 年）。「民本主義」という言葉自体は、ジャーナリストの黒岩涙香による造語で、同じくジャーナリスト茅原崋山によって大正元年ごろより一般に広められた。

6　前谷地事件と布施辰治

〇事件の経緯[9]

・昭和 3 年（1928）に、桃生郡前谷地村を舞台に東北三大地主の一つ齋藤家と小作人の間に起きた小作争議。

→全国的に米価が下落している状況で、地主から土地を借りて耕作する小作人は、地主に納める小作料の支払いに苦慮していた。

→布施辰治は、前谷地事件の弁護などを担当する。

・昭和 2 年、小作人の菅原嘉之栄と高橋淳が、小作料の支払いを滞納することになる。

→菅原は、収穫した作物の品質不良を理由に小作料の差格金の支払いを求められる。

→高橋は、増産が可能だが品質が良くない作物を納入しようとして拒否される。

・菅原と高橋の二人は、滞納分の小作料を年賦で納入することを願い出たが、齋藤家は土地の取り上げを一方的に決定する。

→二人は日本農民組合豊里支部に支援を求める。

・昭和 3 年 1 月、前谷地村に日本農民組合支部が発足、菅原や高橋らが組合員となる。

→昭和 3 年 3 月、土地取り上げへの対抗手段として、共同耕作の実施を決定する。

・3 月 31 日、日本農民組合宮城県連の矢後利明を中心に、高橋・菅原の土地の共同耕作を実施。

→組合員四百数十人と馬 6 頭が参加、まず、午前中に菅原宅の田打を完了する。

・午後、高橋宅の田打を進めている最中に、齋藤家に警察官が集合、組合と警察の最初の話し合いが行われる。

→組合側から土地取り上げの無条件撤回を要求するも交渉は決裂、警官隊が組合員の検束に乗り出したため乱闘になる。

→一度は矢後らが検束されるが、組合員の手によって奪還される。

・警察側から妥協の申出があり、再交渉が行われて以下の 3 点が確約される。

(1) 今後小作地は永久に立付けること

(2) 滞納した小作料は三ヶ年賦で支払うこと

(3) 今日の争議については一切逮捕検束者を出さないこと

---

[9] 中村吉治編『宮城県農民運動史』（日本評論社、1968 年）。

・4 月 1 日より前谷地事件関係者の矢後をはじめとする組合員 10 名検挙される。
→矢後や菅原をはじめとする 8 名が逮捕される（なお、高橋淳は含まれない)。

・4 月 11 日より日本農民組合宮城県連は前谷地事件真相発表官憲糾弾演説会を開催。
→布施辰治は 4 月 13 日に前谷地と涌谷で演説を行っている。
→涌谷で行われた演説会は約 300 名集まったが、演説は 8 分で中止となった。

・公判は石巻区裁判所で 4 月 21 日より始まり、4 月 25 日に判決言渡、矢後懲役 6 ヶ月、菅原懲役 3 ヶ月が確定する。
→7 月 21 日からの控訴審では布施辰治らも弁護にあたる。

○「昭和五年決定」（布施辰治関係資料 2-0-448）より
・昭和 5 年 3 月 17 日、齋藤家より菅原・高橋に対して小作地契約の解除を突き付ける。
→二人が小作地の等級に則した小作料額を齋藤家に要望したことを、小作料義務不履行としたため。

・小作地を返還するまでの間、二人は小作地の耕作を行うも、齋藤家は待ったをかける。
→齋藤家は小作地への立入禁止を求める仮処分申請のため裁判所へ二人を提訴。
→小作地の返還が決まった以上、その小作地で耕作することは不法占有と主張。
→また、二人が耕作すれば「急迫ナル強暴ヲ受クル虞アリ」と主張。
→「強暴」とは、昭和 3 年 3 月 31 日の乱闘事件を指すものと考えられる。

・布施辰治が弁護人を務め、昭和 5 年 4 月 18 日に仮処分申請の却下が確定する。
→小作地の返還前に立入禁止を命じることに法律上の根拠が無いため。
→二人が耕作することで齋藤家に「著シキ損害ヲ生ズルベキ謂レ」なし。
→二人が耕作するだけで齋藤家に「急迫ナル強暴ヲ受クル虞」は認められない。

・判決後、菅原・高橋は昭和 8 年 5 月まで耕作を続け、調停により小作地を齋藤家に返還する代わりに小作料を菅原・高橋に渡すことで決着する。
→結果として、菅原・高橋は離農することになる。

7　おわりに
○第三回布施辰治特集展「布施辰治と石巻」では、上記以外にも様々な資料を展示中。

○その他、布施辰治が着用していた法帽や法服、生誕 70 年を記念して制作された布施辰治の胸像（本郷新　作）も展示。